

<仕様書>

1. 仕様書番号

総務第 R2-168 号

2. 案件名称

岐南町広告付地図案内板設置

3. 設置期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 設置場所

設置場所	面積	台数	その他
岐南町役場 1 階ロビー	高さ 2.10m程度 幅 2.55m程度 奥行 0.15m程度	1 台	

5. 機器設置の条件

- (1) 設置料は契約期間の年度毎に納付すること。
- (2) 広告付地図案内板の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置業者の負担とする。
- (3) 広告付地図案内板の運用に係る電気の使用料は、設置事業者が負担する。この場合において設置事業者は計量機器（子メーター）を設置し、それにより算定される電気使用料を岐南町が指定する期日までに全額納入することとする。なお、前項の電気使用料計算に用いる電気料金単価は、貸付期間中の毎年 3 月 31 日の電力量料金により算出した額とする。なお、契約初年度においては、別途協議する。
- (4) 広告付地図案内板は省電力など環境に十分配慮したものであること。
- (5) 地図については国土地理院の地図をベースに作成すること。広告付地図案内板の構成は町内全図、公共施設案内及び広告の 3 部構成とする。
- (6) 地図面は実態に即して見やすくきれいに作成し、視覚障がい者に配慮したバリアフリー仕様とすること。
- (7) 1 年に 1 回、地図内調査を行い再製作すること。
- (8) 広告の内容等は、「岐南町広報紙広告掲載取扱要綱」及び「岐南町ホームページ広告掲載取扱要綱」を遵守すること。

6. 維持管理責任

- (1) 広告付地図案内板の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (3) 広告付地図案内板を設置するにあたっては、据付面を十分に確認し、転倒防止に配慮したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (4) 広告付地図案内板の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を広告付地図案内板の前面に明記し、設置業者の責任において対応すること。

7. その他

既設テレビ(42インチ)をはめ込める枠スペースを確保、作成すること。

必要な枠スペースは、高さ約 700mm、横幅約 1,200mm、奥行き約 150mm 程度とする。

設置については、本町と協議を行い、本町の指示に従うこと。

[参考]

施設名 : 岐南町役場

所在地 : 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地

開庁日及び時間 : 土日、祝日、年末年始を除いた日

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

